

大 歯 発 第 4 3 5 号  
令 和 2 年 7 月 1 6 日  
(学術地域保健課扱い)

地 区 代 表 者 様

大 阪 府 歯 科 医 師 会  
会 長 太 田 謙 司

令和2年7月豪雨に伴う避難所等における心身機能の低下の予防  
及び認知症高齢者等に対する適切な支援について

平素は本会会務運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標題につきまして、7月13日付にて厚生労働省より都道府県介護保険担当宛に別添のとおり通知され、7月14日に日歯よりメールにて周知依頼がまいりました。

本通知は、避難所等での保健指導、介護予防や生活支援等において活用できる生活の不活発化を原因とする心身機能の低下（いわゆる「生活不活発病」）の予防に係る資料や、認知症高齢者等の健康管理に係るリーフレットおよび支援ガイドを周知するものであり、今般の災害により被災していない都道府県にも今後の参考として送付されております。

なお、リーフレット等の資料につきましては、下記のとおり厚生労働省ホームページに掲載されております。

貴台におかれましてはご多用の折恐縮に存じますが、貴地区本会会員各位へご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

【別添】 令和2年7月豪雨に伴う避難所等における心身機能の低下の予防及び  
認知症高齢者等に対する適切な支援について 〈一部抜粋、1枚〉  
(令和2年7月13日付 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000649102.pdf>

※厚生労働省HP (<https://www.mhlw.go.jp/index.html>)

「政策について」>「分野別の政策一覧」>「他分野の取り組み」>「災害」  
>「令和2年7月豪雨について」>「通知・事務連絡等」内「介護・福祉」に掲載



事務連絡

令和2年7月13日

各都道府県介護保険主管部局 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

老人保健課

令和2年7月豪雨に伴う避難所等における心身機能の低下の予防  
及び認知症高齢者等に対する適切な支援について

### 1 避難生活に伴う心身の機能の低下の予防について

避難生活に伴い被災した高齢者等の方々に、生活の不活発化を原因とする心身の機能の低下（いわゆる「生活不活発病」）の発症が危惧されています。

生活不活発病を予防するためには、避難生活においても生活を活発にすることが重要であり、別紙1、2のとおり、生活不活発病の予防のための活動にあたっての資料を送付いたしますので、この趣旨を踏まえ、保健師等による避難所等での保健指導、介護予防や生活支援等にご活用くださいますようお願いいたします。

また、生活不活発病を予防するための取組については、地域支援事業の一般介護予防事業を実施することが可能であることを申し添えます。

なお、予防活動の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮しつつ、高齢者の状態等を十分に勘案し、各被災地及び避難所の状況を踏まえ、地域における医師会等の協力を得て、かかりつけ医との連携に配慮して実施していただきますようお願いいたします。

### 2 避難所における認知症高齢者等に対する適切な支援について

避難所における認知症の方やそのご家族への配慮や支援等について、新型コロナウイルス感染防止に配慮しつつ、別紙3、4をご活用いただき、避難所等に掲示・配布等により、避難所等へ周知をお願いいたします。

なお、認知症介護情報ネットワーク（認知症介護研究・研修仙台センター）のホームページ（<http://www.dcnnet.gr.jp/earthquake/>）でもご確認いただけます。

### 3 令和2年7月豪雨により被災されていない地方公共団体について

今般の災害により被災されていない地方公共団体におかれましても、今後の参考とされますよう本事務連絡を送付いたします。

- (別紙1-1) 生活不活発病予防（避難所用）リーフレット
- (別紙1-2) 生活不活発病予防（被災地域生活者用）リーフレット
- (別紙1-3) 生活不活発病予防チェックリスト
- (別紙2) 生活機能低下予防マニュアル～生活不活発病を防ぐ～

(別紙3) 避難所での認知症の人や高齢者の健康管理

(別紙4) 避難所での認知症の人と家族支援ガイド

(※別紙省略)